

重要事項説明書（居宅介護支援事業）

（利用者） _____ 様

令和2年4月1日現在

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
契約者の心身の状況や契約者とその家族等の希望を伺い、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

1 事業者

事業者名	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会		
所在地	観音寺市坂本町一丁目1番6号観音寺市社会福祉センター		
代表者名	会長 白川 晴司	設立年月日	平成17年10月11日
電話番号	25-7773	ファックス番号	25-7736

2 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会		
所在地	観音寺市坂本町一丁目1番6号 観音寺市社会福祉センター		
管理者名	篠原 礼子（主任介護支援専門員）		
電話番号	57-5135	ファックス番号	25-7790
介護保険事業所番号	3770500472号		
居宅介護支援事業	平成17年10月11日指定 平成29年10月11日指定更新		
サービス提供地域（通常の事業の実施地域）	観音寺市及び三豊市内		

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護状態にある高齢者等の方々が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正で質の良いサービスを提供することを目的にします。
運営の方針	利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。 また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

4 事業所の職員体制等

実人数	常 勤		非常勤		合 計	常勤換算 人 数
	専従	非専従	専従	非専従		
介護支援専門員	2人	1人	3人	0人	6人	5.0人
事務員	0人	1人	0人	0人	1人	0.1人

5 営業日及び時間

営業日 月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

時 間 午前8時30分～午後5時15分

（連絡先） 57-5135

※利用者の要望があれば、上記営業日及び時間以外でも相談に応じます。

6 居宅介護支援申し込みからサービス提供までの流れ

〈別紙1参照〉

7 サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用料

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により、本事業所に介護保険給付が支払われる場合は、利用者の負担はありません。居宅介護支援の利用料は次のとおりです。

居宅介護支援・・・要介護1・2の場合 10,570円/月

要介護3～5の場合 13,730円/月

ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、介護報酬の告示上の額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を、後日各市町の窓口へ提出すると全額払い戻しを受けることができます。

(2) 加算金

加算金は、以下の要件を満たす場合に算定されます。ただし、法定代理受領により本事業所に対し介護保険給付が支払われる場合は、利用者の負担はありません。

加算の種類	加算額(円)	加算の要件
初回加算	3,000	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し居宅サービス計画を作成した場合(1月に1回を限度)
入院時情報連携加算(I)	2,000	利用者が入院してから3日以内に医療機関に必要な情報を提供した場合(1月に1回を限度)
入院時情報連携加算(II)	1,000	利用者が入院してから4以上7日以内に医療機関に必要な情報を提供した場合(1月に1回を限度)
退院・退所加算(I)イ	4,500	病院や施設等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合(入院・入所中に1回を限度)
退院・退所加算(I)ロ	6,000	病院や施設等の職員から必要な情報をカンファレンスにより1回受けている場合(入院・入所中に1回を限度)
退院・退所加算(II)イ	6,000	病院や施設等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合(入院・入所中に1回を限度)
退院・退所加算(II)ロ	7,500	病院や施設等の職員から必要な情報を2回(うち1回以上はカンファレンスによる)受けている場合(入院・入所中に1回を限度)
退院・退所加算(III)	9,000	病院や施設等の職員から必要な情報を3回以上(うち1回以上はカンファレンスによる)受けている場合(入院・入所中に1回を限度)
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000	利用者が小規模多機能型居宅介護事業所を利用するに当たって必要な情報を提供し、小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)
特定事業所加算III	3,000	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合

(3) 交通費

通常の事業の実施地域内を訪問する場合であれば交通費は必要ありません。

また、通常の事業の実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その実費(旅費)の支払いが必要になることがありますので担当職員にご相談下さい。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を実費としていただくことがあります。

- ① 通常の事業の実施地域を越える地点から片道おおむね5キロメートル未満は、200円です。
- ② 通常の事業の実施地域を越える地点から片道おおむね5キロメートル以上は、1キロメートル増すごとに20円を加算します。

(4) 契約の解約料

利用者はいつでも契約を解約することができます。料金はかかりません。

8 事業の提供に当たって

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正・中立に行います。
- (2) 事業所は利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧に供し、実費負担により複写物を交付します。
- (3) 利用者が入院された場合は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

9 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の方に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。 〈別紙2参照〉

10 事故発生時の対応

- (1) 本事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、「事故発生時連絡マニュアル」に沿って速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 本事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11 緊急時の連絡先

利用者の 主治医	氏 名	
	医療機関	
	所 在 地	
	電話番号	
家族等緊急 連絡先 I	氏 名	(続柄：)
	住 所	
	電話番号	
家族等緊急 連絡先 II	氏 名	(続柄：)
	住 所	
	電話番号	

12 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【本事業所お客様相談コーナー】

電話番号 25-7773 ファックス番号 25-7736

責任者 常務理事(兼)事務局長 高橋 守

対応時間 午前8時30分～午後5時 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く。)

○ 次の公的機関においても苦情申出等ができます。

【観音寺市介護保険相談窓口】

所在地：観音寺市坂本町一丁目1番1号

電話番号 23-3968 ファックス番号 23-3993

対応時間 午前8時30分～午後5時 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く。)

【三豊市介護保険相談窓口】

所在地：三豊市高瀬町下勝間2373番地

電話番号 73-3017 ファックス番号 73-3023

対応時間 午前8時30分～午後5時 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く。)

【香川県国民健康保険団体連合会相談窓口】

所在地：高松市福岡町二丁目3番2号

電話番号 087-822-7435 ファックス番号 087-822-7455

対応時間 午前9時～午後5時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。)

令和 年 月 日

サービス提供開始に当たり、本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

[説明者] 事業者名 社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会

氏名

印

私は、事業者からサービスについての重要事項野説明を受け、居宅サービスの提供開始に同意しました。

また、私及びその家族の個人情報については、説明を受けた必要最小限の範囲で使用することに同意します。

[利用者] 住所

氏名

印

[利用者家族] 住所

氏名

印

[代理人] 住所

氏名

印

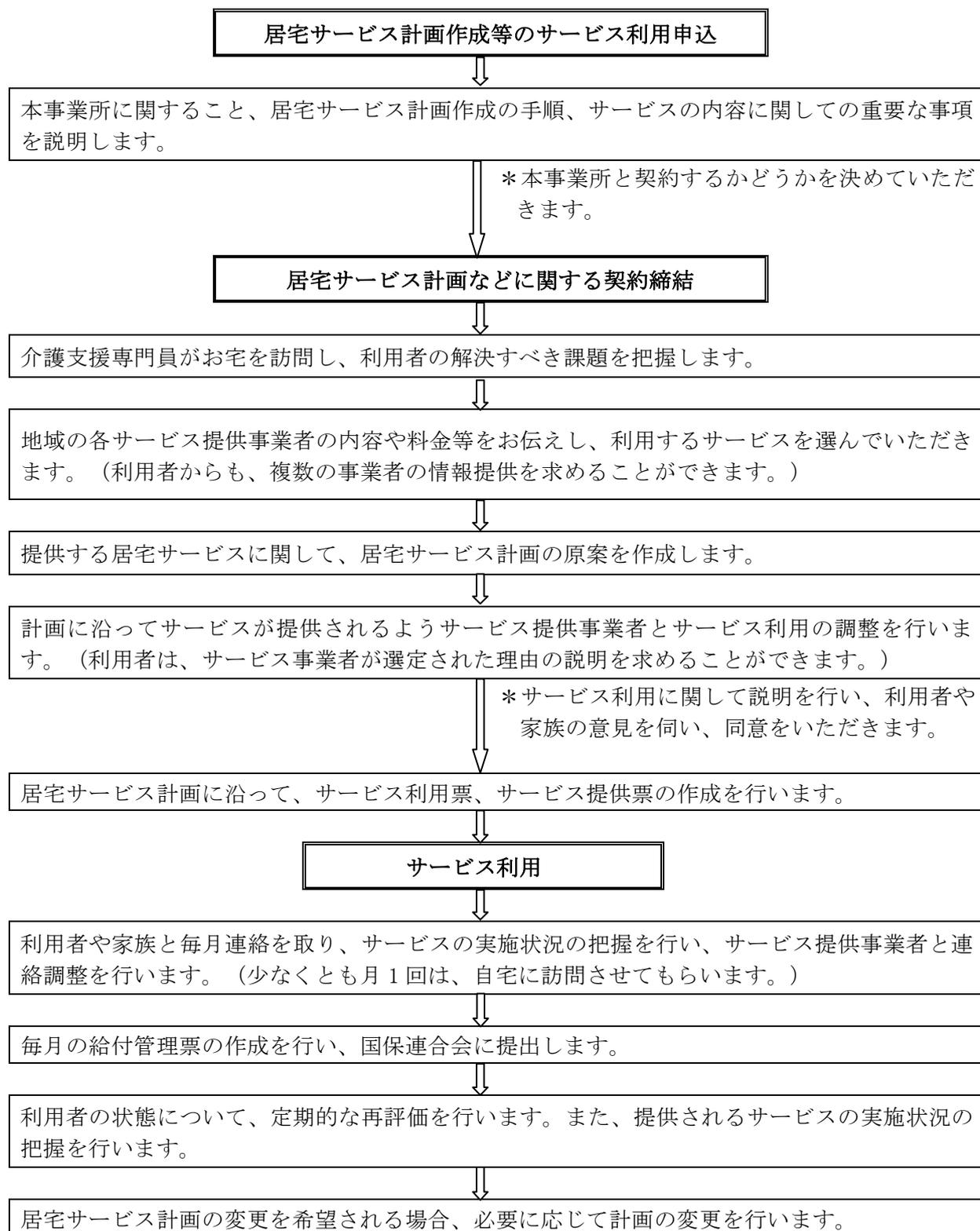
<別紙1>

サービス提供の標準的な流れ

1 担当する介護支援専門員(ケアマネージャー)は、次のとおりです。

介護支援専門員 氏名 _____

2 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合は、あらかじめ利用者と協議します。



〈別紙2〉

個人情報の利用目的

社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会（以下：本事業者）では、個人情報保護法及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、利用者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、次のとおり個人情報の「利用目的」を公表します。

（その1）利用者へ介護保険サービスを提供する際に以下の目的で利用します。

- 1 本事業所内部で利用する際の目的は次のとおりです。
 - ① 利用者に提供する介護保険サービスのうち次のもの
 - ・ 居宅サービス計画並びに介護サービス計画の作成業務
 - ・ 利用者の診療等に際し、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険に関わる事務全般に関わること
 - ③ 介護保険サービスの利用に係る管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 利用等に関わる管理業務
 - ・ 会計・経理業務
 - ・ 介護事故、緊急時等の専門機関等への報告
 - ・ 利用者への介護・医療サービスの向上に関する業務
- 2 他の介護事業所等への情報提供で利用する際の目的は次のとおりです。
 - ① 本事業所が利用者に提供する介護保険サービスのうち次のもの
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や医療機関等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ 利用者の病状の急変や治療等に際し、医療機関への連絡・情報提供
 - ・ 家族等への心身の状況の説明
 - ・ 虐待等、生命・財産の侵害の防止に係る情報提供
 - ・ 介護認定審査会、地域包括支援センターへの情報提供
 - ② 介護保険事務で利用する際の次のもの
 - ・ 介護保険事務の委託（一部委託含む。）
 - ・ 国民健康保険団体連合会へのレセプトの提出
 - ・ 国民健康保険団体連合会又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等で利用する場合

（その2）上記以外に本事業所の管理運営業務のため、以下の目的で利用します。

- 1 本事業所内部で利用する際の目的は次のとおりです。
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善・向上のための基礎資料
 - ・ 本事業所において行われる学生・ボランティア等の実習への協力
- 2 他の事業所等への情報提供で利用する際の目的は次のとおりです。
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意なしに、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはしません。

また、外部への症例報告等に利用する場合は、個人が特定されないような匿名化を図るとともに、必要に応じて事前に説明を行います。

令和2年4月1日

事業者	社会福祉法人	観音寺市社会福祉協議会
代表	会長	白川 晴司
事業所	社会福祉法人	観音寺市社会福祉協議会
	居宅介護支援事業管理者	篠原 礼子